

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

25 December 2025

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 113

「データセンター最前線：最新動向と重要ポイント」発行（英語） のお知らせ

データセンターは、AI、クラウドコンピューティング、ビジネスを支えるITインフラとして台頭し、現在では政府のデジタル戦略や民間企業のイノベーションに不可欠な存在となっています。AI技術の発展とともに、世界中でデータセンター開発に対する急速な変革が生じており、データセンター施設の設計、立地選定、投資戦略の各側面において、大きな影響を与えています。

データセンターの分野は大きな「機会」を生み出していますが、一方でデータセンターを取り巻く環境は複雑かつダイナミックであり、幅広い法的課題を含み、戦略的取引、規制遵守、革新的ソリューションといった項目に総合的に取り組んでいかねばなりません。もちろん、サステナビリティも重要なテーマとなります。

本レポートでは、デベロッパー、投資家、オペレーターの各関係者のために、現在のデータセンターの資金調達・投資環境、開発、計画、運営、税務等の状況を概観し、主要な問題について触れております。

本レポートへのアクセスは[こちら](#)。

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 113 となる本号では、令和 8 年度（2026 年度）税制改正大綱、英国種類株式発行会社、IPO 及び自社株買いに関するコードの改正等をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. アジア

日本：令和 8 年度（2026 年度）税制改正大綱

香港：終審法院が上場規則における「関連取引」の解釈を明確化 — 取締役及び上場企業の開示義務への重要な影響

2. 欧州

英国：種類株式発行会社、IPO 及び自社株買いに関するコードの改正

英国：2025 年秋季予算案



「アジア太平洋地域雇用法トレンド」最新レポート発行（英語）のお知らせ

世界的な不確実性が続く中、アジア太平洋地域の企業は複雑な課題に直面しています。労働規制や従業員の期待値の変化に対応するため、企業は迅速かつ戦略的な判断が求められています。

こうした状況では、雇用法の最新動向を把握することが不可欠です。本レポートでは、企業が直面するリスクや機会について、タイムリーな法的インサイトと実践的なガイダンスを提供します。

是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所人事労務グループまでご相談ください。

本レポートへのアクセスは[こちら](#)。



1. アジア

日本

令和8年度（2026年度）税制改正大綱

2025年12月19日、自由民主党、日本維新の会から令和8年度（2026年度）税制改正大綱（以下、「税制改正大綱」）が公表され、2025年12月中に閣議決定される見込みである。税制改正大綱に盛り込まれた改正項目のうち、多国籍企業等に影響が大きいと考えられる項目について解説する。

国際税務関連

1. 第二の柱にかかる改正

2025年は、米国における「不公平な外国税」を導入する国に対する報復的課税措置であるSection 899¹の導入検討等、波乱の年であった。

G7における国際協議を経てSection 899の導入は撤回（2025年7月）されたが、これはG7での、米国親会社グループを所得合算ルール（以下、「IIR」）及び軽課税所得ルール（以下、「UTPR」）の適用対象から除外する旨の合意（以下、「サイド・バイ・サイド・アプローチ」）とする声明が一種の条件となっている。これに関して、2025年6月29日、日本の財務省より、「グローバル・ミニマム課税に関するG7声明（仮訳）」（以下、「G7声明」）が公表されている。ただし、日本における具体的な対応は必ずしも明らかに示されていなかった。

また、今回の税制改正大綱でも、国際最低課税額に対する法人税にかかる一定の見直しが述べられているだけで、G7声明に基づくサイド・バイ・サイド・アプローチにかかる対応については、「…国際的な議論が継続している状況にあり、近く国際合意に至る場合には当該合意に則り早急に見直しを検討する等…」という記載に留まっている。そのため、今後の日本の対応についてはさらに動向に注視する必要がある。

2. タックスヘイブン対策税制にかかる見直し

税制改正大綱では、例年のように第二の柱との重複、対象企業における事務負担の増加を鑑み、引き続きタックスヘイブン対策税制の見直しを行うとしている。ただし、具体的な改正項目は見受けられず、現行税制を微調整する改正項目に留まっている。第二の柱とタックスヘイブン対策税制の重複については、納税者にとって大きな事務負担であることから、今後の抜本的な改正を期待したい。

重要な改正内容としては、納税者に有利な項目として、解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等にかかる特例の創設であり、これまでには、部分対象外国関係会社（又は外国金融子会社等）が事業を譲渡した上で清算を行った場合、期末の総資産の額が小さくなってしまうことで、事業の譲渡益、債務免除益等が認識される場合に合算対象となるいわゆる「異常所得」が生じる可能性があるという問題が生じていた。今般の改正により、かかる「異常所得」の金額の計算において控除する金額の計算の基礎となる総資産の額、人件費の額及び減価償却累計額は、その解散により最初に部分対象外国関係会社（又は外国金融子会社等）に該当しないこととなった事業年度の前事業年度にかかる金額とする旨の改正がなされる予定である（その結果、

¹ 米国内国歳入法の改正条項案で、デジタルサービス税やグローバル・ミニマム課税を導入している国々の企業・投資家に対してその国の企業・投資家が受ける所得（配当、利子、ロイヤルティ等）に最大20%の追加課税（報復税）を課すことを目的としていたものであった。

「グローバル秘匿特権ガイド」 第5版発行（英語）のお知らせ

「グローバル秘匿特権ガイド」第5版では、新たな法域としてチリ、コロンビア、サウジアラビア、イスラエル及びベネズエラが追加され世界主要38法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。サイバーアクセント対応や社内調査における秘匿特権の適用範囲、AIツールの出入力に関する秘匿性の問題、クロスボーダー取引の秘匿特権の扱い等、実務上の重要課題についても詳しく解説しています。各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。

是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイドへのアクセスは[こちら](#)。



清算前の総資産の額が控除され、できるだけ異常所得が生じないような配慮がなされることになる)²。

このほか、現行税法では、租税負担割合の計算においては、外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合を計算することができる特例が設けられている（租税特別措置法第39条の17の2第2項第4号）。これに関して今回の税制改正大綱では、その最高税率が適用されることが通常見込まれないこと、その最高税率が適用される所得の額の区分が適用される所得の金額が極めて限定されていることその他の事情により、本特例を適用することが著しく不適当であると認められる場合には、この特例を適用できないこととされる。これは納税者に不利になる可能性のある項目であり、実務上注意しなければならない。

なお、これらの改正は外国関係会社の令和8年（2026年）4月1日以後に開始する事業について適用される見込みであり、仮に内国法人と外国関係会社のいずれも3月決算であるとすると、その適用は令和9年（2027年）4月1日以後に開始する事業からということになる。

3. 国境を越えた電子商取引に係る課税の対象の見直し（特定少額資産）

今般、通信販売の方法による海外事業者から国内向けの資産の販売が増加傾向にあり、国内事業者との不均衡が指摘されていた。

税制改正大綱によると、通信販売の方法により国内以外の地域から国内に充てて発送される資産の譲渡（「特定少額資産の譲渡」（仮称））については、資産の譲渡等に係る消費税の課税対象とされた。これまでには、国外販売者が通関前に資産の所有権を移転した場合は、消費税の不課税取引（日本国外での資産の譲渡）に該当し、このような建付けでの通信販売の方法により多量の取引を行ったとしても、消費税の納税義務を負うことはなかった。

今回の税制改正大綱では、特定少額資産販売事業者は申請を行い登録を受けた上で、特定少額資産の譲渡を行った場合には、その発送に係る仕入書等に一定の事項を記載し、かつ、その他特定少額資産の譲渡にかかる資産を輸入しようとする者又はその者の関税法の規定に基づく輸入の申告を代理する通関業者に対し、これらの事項を通知しなければならないとされている。

今回の改正により、①通関前の特定少額資産の譲渡については消費税の内外判定が変更される（消費税の課税対象となる）という点、及び②これに対応して特定少額資産の譲渡にかかる課税貨物の保税地域からの引き取りについては、輸入に係る消費税が課税されない措置が講じられる（通関前取引に対して消費税が課税されることになるので、通関時の課税との調整が必要になる）点に留意する必要がある。なお、関税の取り扱いがどうなるのかは今後の動向に注視する必要がある。

4. プラットフォーム課税の範囲の拡大

令和6年度（2024年度）税制改正により、国外事業者が日本の消費者向けていわゆる「デジタルプラットフォーム³」を介して行う電気利用通信役務について、当該デジタルプラットフォームが消費税の申告納税義務を国外事業

² なお、税制改正大綱では、特例清算事業年度については、清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社とみなす旨の記載があり、異常所得の計算の文脈における「部分対象外国関係会社に該当しなくなった事業年度」がどの事業年度を指すのか現段階では何か不明確のように思われる。おそらく、文脈上からは清算部分対象外国関係会社に該当することになった事業年度のことを指すと思われるが、この点は改正後の条文を確認する必要がある。

³ デジタルプラットフォームを通じて行われる対象となる電気通信利用役務の提供にかかる対価が年間50億円を超える場合のそのデジタルプラットフォームを運営する事業者（特定プラットフォーム事業者）

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」更新のお知らせ

第5版となる本ガイドは、上場企業のクロスボーダー買収取引の経験豊富な40以上の法域における専門家の知見を集結しています。上場企業のクロスボーダー買収取引に関して生じる複雑な論点を簡素化し、取引の価値を最大化するために有用となります。

本ガイドは、オンラインにて、法域やトピックごとにデータをフィルタリングや比較することが可能で、特定の法域を詳細に調べることもできる便利なツールとなります。

詳しくは[こちら](#)をご覧ください。



者に替わって負うこととなるプラットフォーム課税が導入された（2025年4月1日以降の取引から適用されている）。

今回の税制改正大綱では、現行の電気利用通信役務の提供に関する「特定プラットフォーム事業者」の名称は、「第1種プラットフォーム事業者」（仮称）と改称される。その上で、デジタルプラットフォームを介して行う次に掲げる資産の譲渡のうち、指定を受けた⁴「第2種プラットフォーム事業者」（仮称）とし、そのデジタルプラットフォームを介しその対価を收受するものについては、「第2種プラットフォーム事業者」（仮称）が行ったものとみなすとされている。

- ① 国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含むものとし、特定少額資産の譲渡に該当するものを除く）
- ② 事業者が行う特定少額資産の譲渡

第2種プラットフォーム事業者（仮称）は、上記①の国外事業者が国内において行った課税仕入れ及びその国外事業者が行った課税貨物の保税地域からの引き取りのうち、プラットフォーム課税の適用を受ける上記①に掲げる資産の譲渡にのみ要するものを、予めその国外事業者の承諾を得て、その第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなして、仕入税額控除を適用できるとされている。

当該改正は令和9年（2027年）4月1日から適用するとされており、令和9年（2027年）1月1日から令和9年（2027年）3月31日までの三か月の期間における資産の譲渡にかかる対価の額に4を乗じて計算した金額が50億円（税込み）を超える場合は、そのプラットフォーム事業者は届出義務を負い、第2種プラットフォーム事業者（仮称）としての指定の効力は2028年4月1日に生ずることとされている。

これまでの特定プラットフォーム事業者制度においては、対象が電気通信利用役務の提供者に限定されていたことから特定プラットフォーム事業者側で、関連する取引にかかる仕入税額控除について特に論点とはならなかつたが、第2種プラットフォーム事業者（仮称）に関しては、上記の通り、国外事業者から事前の承諾を取る必要があり、また、仕入税額控除を適用するための証憑（国外事業者が輸入申告者となっている輸入申告書等）をどのように収集するのかという課題がある。そのため、上記の指定の効力の発生日も踏まえながら、システムの変更を含めた実務上の検討が必要となる。

5. 外国組合員に対する課税の特例の見直し

民法上の任意組合、投資事業有限責任組合、海外のLimited Partnership等の組合型のファンドは、それ自体法人税等の納税主体とはならないことから、組合の事業から生じた所得は、分配割合に基づき組合員に直接帰属するものとされている。これらの組合型ファンドは一般的に各組合員が共同で事業を行うものと考えられることから、ある組合員（典型的にはGeneral Partner）が日本に恒久的施設を有している場合には、他の組合員も日本に恒久的施設を有しているかのように扱われる。もし、外国組合員が日本に恒久的施設を有していると扱われるのであれば、その外国組合員が日本において法人税（又は所得税）の申告義務を負うことになり、海外からの日本への投資が阻害される懸念があった。

⁴ デジタルプラットフォームを通じて行われる資産の譲渡にかかる対価の額の合計額が50億円（税込）を超える場合には、国税庁長官への届出を行い「第2種プラットフォーム事業者」としての指定を受けるとされている。

「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」改訂版発行のお知らせ

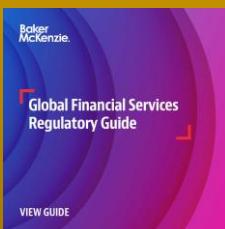
本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。

金融サービス業界は、生成AIやデジタルアセット等の急速な技術進歩、厳しさを増すマネーロンダリング対策

(AML) や制裁体制、新たなESG課題や継続的な業界再編等を背景に、大きな変革期が続いている。これらに伴う規制の変化は、導入の複雑さや法域により異なる規制と相まって、企業に重大なリスクをもたらします。

本改訂版では、このような課題に対応するため、急成長する暗号資産、AML及びCFT監督当局、更に外部委託先への規制拡大を取り上げています。金融商品の販売や新規市場へのサービス提供の際の簡易な参考資料として利用可能で、世界の銀行や金融サービス会社に適用される規制を網羅しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は、こちらからアクセスしてください。



これに対応して、平成21年度税制改正により創設されたのが外国組合員に対する課税の特例（租税特別措置法第67条の16等）である。この特例の適用を受けるためには、外国組合員は主に次の要件を充足する必要がある。

- ① 投資組合契約によって成立する投資組合の有限責任組合員であること
- ② 組合事業にかかる業務執行等を行わないこと
- ③ 組合財産に対する持分割合が25%未満であること
- ④ 投資組合の無限責任組合員と特殊の関係のある者でないこと
- ⑤ 他に国内に恒久的施設を有しないこと

この外国組合員に対する課税の特例が創設されて15年近く経過したが、業務執行等を行わないこととする要件（上記の②）が、アドバイザリーボードの活動が含まれるのか不明確であり、運用の実態と乖離しているのではないかという問題が提起されていた。今回の税制改正大綱では、以下のように要件を緩和することとされている。

- 投資組合財産に対する持ち分割合が25%未満であることとの要件（上記の要件③）について、投資組合の有限責任組合員等から構成される一定の委員会を設置する投資組合の有限責任組合員の持分割合を50%未満に引き上げる
- 投資組合事業にかかる業務の執行等を行わないこととの要件（上記の要件②）について、その業務の執行の承認等から除外される行為の範囲を、利益相反取引の承認等（現行：その業務を執行する者の自己取引等の承認等）とする
- 投資組合事業に係る恒久的施設帰属施設以外の恒久的施設帰属所得を有しないこととの要件（上記の⑤）を廃止する

なお、税制改正大綱そのものには明記されていないが、実務上煩雑であった「投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する申告書」⁵の様式も見直されることが予想される。

6. 企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

今回の税制改正大綱では、内国法人が関連者との間で「特定取引」を行った場合において、その取引に関して取引関連書類等に①その取引に関する資産又は役務の提供の明細、②その取引においてその内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等のその取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項を明らかにする書類（電磁的記録を含む）を取得し、又は作成し、かつこれを保存しなければならないこととする、とされている。「関連者」は、移転価格税制における関連者と同様の基準で判定する。この場合の「特定取引」については、工業所有権等の譲渡又は貸付、一定の役務の提供が含まれるが、典型的には、国外関連者で主導され、内国法人に配賦されているマネージメントフィー等のシェアードコスト取引等に関するものや内国法人へのいわゆる無形資産の譲渡やライセンスが主眼とされているものと考えられる。この新たな保存義務に従って書類が保存されていないことは、青色申告の承認の取消事由等となる措置も講じられる。

税務実務においては、海外から配賦されてくる費用の損金算入性を疎明・正当化するためには、かかる配賦費用に関する契約書や計算の過程を明らかに

⁵ https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_56.htm（国税庁ホームページ）

「グローバルグループ再編ガイド」発行のお知らせ

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併・越境分割・越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻繁にグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化からの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になってしまいません。このような問題意識から、本ニュースレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



した書類を整備することは当然必要であり、そのような実務が浸透しているところである。これが改めて明文化されたものと評価することができる。他方で、外資系親法人の規模やその日本子法人の規模にもよるが、外資系日本子法人においては、関連する書類を海外の親会社から適時適切に取得することが困難であるケースもありえるところ、実務的な対応については今後検討していく必要があろう。特に移転価格税制の目的においていわゆる国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類

（ローカルファイル）⁶の金額基準に満たない取引については、実務上、税務調査を受けるまで計算根拠や契約書を入手出来ていないことも少なくない。ローカルファイルに記載されない規模の取引まで計算明細や算定に必要な事項を入手し、保存しておくことは納税者において相当程度負担が増すことが予想される。また、事前に書類保存義務が加わることで、税務当局が「独立企業間価格を算定するために必要と認められる帳簿書類又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、当該法人がこれらを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた」ときに発動される、いわゆる推定課税（租税特別措置法66条の4第7項）やシークレットコンパラブル（租税特別措置法66条の4第9項）の適用ハードルが下がるリスクも懸念されよう。

法人税関連

1. 投資促進減税の創設等、税額控除制度に係る改正

今秋発足した高市新政権下で、2025年11月10日に開催された日本成長戦略会議において官民投資を促す対象とする「重点投資対象17分野」が選定されたのは記憶に新しいところである。また、税額控除の効果については不断の検証が行われており、大幅に見直しされる見込みである。

産業競争力強化法の改正を前提として、特定機械装置等⁷の取得について、①普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（つまり、即時償却）と②取得価額の7%⁸の税額控除の選択適用を認める特定生産性向上設備等投資促進税制の創設が行われる。

既存の研究開発税制についても、見直しが行われており、産業技術力強化法の改正を前提として、認定研究開発法人につき重点産業技術試験研究費（及び特定重点産業技術試験研究費）については、税額控除が加重される措置が含まれる見込みである⁹。

既存の給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度については、全法人向けの措置は令和8年（2026年）3月31日をもって廃止され、常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置については見直しを行い、令和9年（2027年）年3月31日をもって廃止される。

なお、各種税額控除の適用において、継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件を充足することが求められるようになっており、適用に当たっては、留意が必要である。

⁶ 租税特別措置法施行規則22条の10

⁷ 産業競争力強化法の認定において、投資計画に記載された生産等設備を構成するものの取得価額が35億円以上（中小企業者又は農業協同組合等については、5億円以上）であること、投資計画における年平均の投資利益率が15%以上となることが見込まれるものであるなどの要件が付されている。

⁸ 建物、建物付属設備及び構築物については4%。

⁹ 「特定重点研究開発」とは、産業技術力強化法の重点産業技術（仮称）（AI・先端ボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙）のうち特に早期の企業化が期待されるものとして一定の基準に該当するものに関する研究及び開発であることにつき確認を受けた研究及び開発を指す。

「グローバル・プライベートM&Aガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法及びその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



その他

1. 高所得者層に対する金融所得課税（ミニマムタックス）の強化

高所得者層であるほど、所得税の最高税率45%（累進課税）より低い税率が適用される分離課税の対象となる所得が、所得に占める割合が高いため、一定の所得水準を超えたところで所得税の負担水準が低下するという、いわゆる「1億円の壁」が存在する¹⁰。

「1億円の壁」に対応するために令和5年（2023年）税制改正により、令和7年度（2025年）から「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」（いわゆるミニマムタックス）が適用されている。具体的には、個人でその者のその年分の基準所得金額が3億3,000万円を超えるものについては、その超える部分の金額の22.5%に相当する金額からその年分の基準所得税額を控除した金額に相当する所得税を課すものである。なお、ミニマムタックスの導入当時、その適用対象者数は300人程度と見込まれていた。

【設例1】¹¹現行税制下で、株式譲渡所得10億円のみ有する場合

ミニマムタックス適用前： $10\text{ 億円} \times 15\% = 1\text{ 億 }5,000\text{ 万円}$

ミニマムタックス適用後： $(10\text{ 億円} - 3.3\text{ 億円}) \times 22.5\% = 1\text{ 億 }5,075\text{ 万円}$

ミニマムタックスによる追加納税額：75万円

税制改正大綱によると、令和9年（2027年）度からミニマムタックスの強化が導入される見通しである。具体的には、個人でその者のその年分の基準所得金額が1億6,500万円を超えるものについては、その超える部分の金額の30%に相当する金額からその年分の基準所得税額を控除した金額に相当する所得税を課すものである。この改正により、ミニマムタックスの適用対象者数は2,000人程度になることが見込まれている。

【設例2】本改正導入後、株式譲渡所得10億円のみ有する場合

ミニマムタックス適用前： $10\text{ 億円} \times 15\% = 1\text{ 億 }5,000\text{ 万円}$

ミニマムタックス適用後： $(10\text{ 億円} - 1.65\text{ 億円}) \times 30\% = 2\text{ 億 }5,050\text{ 万円}$

ミニマムタックスによる追加納税額：1億50万円

2. 不動産節税スキームの規制強化（相続税等の財産評価の適正化）

不動産を使った節税スキームについて財産評価基本通達6項の規定により課税処分が行われ、最高裁で納税者敗訴となったことは記憶に新しいところである¹²。この最高裁判決等を契機として、いわゆるマンション通達¹³が発出され、分譲マンション等の区分所有不動産の評価については一定の適正化が図られたものの、同通達が適用されない一棟所有の賃貸用マンション、不動産小口化商品等を利用したスキームは依然として活用されており、今回それらの評価につき以下のような改正が行われることが予定されている。

¹⁰ 第3回 活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合（2025年11月13日）「【活3-1】財務省説明資料（所得税について）」参照（内閣府ホームページ）
<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/life/2025/7life3kai.html>

¹¹ 簡便化した数値例であり、復興特別所得税などは考慮外としている。設例2も同じ。

¹² 最高裁令和4年4月19日第三小法廷判決

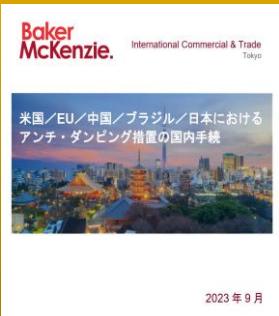
¹³ 「居住用の区分所有財産の評価について」（国税庁ホームページ）
<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hyoka/231004/index.htm>

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



① 被相続人等が課税時期前 5 年前以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する¹⁴

② 不動産特定共同事業家約又は信託受益権に係る金融商品取引家約農地一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産（つまり、不動産小口化商品）については、その取引の時期に関わらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する

上記の改正は、令和 9 年（2027 年）1 月 1 日以後に相続等に取得をする財産の評価に適用するとされている¹⁵。

なお、②については、かかる商品を販売している上場会社からもニュースリリースが発出されているところである。

3. 国内に所在する不動産に関する役務提供等に対する課税の見直し

国内に所在する不動産を非居住者が取得する事例が増加傾向にあるところ、現行法令では非居住者が国内に所在する不動産の売買等を行う際に負担する仲介手数料等については、輸出免税（国内取引ではあるが役務提供を受ける者が非居住者であるため免税）として取り扱われている（消費税法施行令第 17 条第 2 項第 7 号）。この仲介手数料等について居住者との公平性の観点から、消費税の課税対象とするとされる。

4. いわゆる 2 割特例にかかる経過措置

現行制度では、インボイス制度の導入に伴い導入されたいわゆる 2 割特例¹⁶が適用できる期間は、令和 5 年（2023 年）10 月 1 日から令和 8 年（2026 年）9 月 30 日の属する課税期間（個人事業者については、令和 8 年度（2026 年度）分の申告まで）とされている。この適用期間の終了をもって、いわゆる 2 割特例の対象となる小規模事業者については、簡易課税制度への移行が原則となる。

税制改正大綱によると、適格請求書発行事業者となることにより課税事業者に移行した個人事業者に限って、その納税額を売上税額の 3 割とすることができる経過措置を 2 年に限り講ずる（つまり、令和 10 年度（2028 年度）分の申告まで）こととされている。

5. 免税事業者等からの課税仕入れにかかる税額控除に関する経過措置

インボイス制度の導入に伴う緩和措置として、一定の期間に免税事業者から行われる課税仕入れについては、適格請求書が発行されないとしても、課税仕入れの一定の割合を仕入税額控除の対象とできるものとされている。現行制度における適用期間、割合は以下の通りである。

2023 年 10 月 1 日～2026 年 9 月 30 日に行われる課税仕入れ : 80%

2026 年 10 月 1 日～2029 年 9 月 30 日に行われる課税仕入れ : 50%

¹⁴ 但し、「課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産にかかる取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価格の 100 分の 80 に相当する金額によって評価することができる」（下線強調は筆者）ともされている。

¹⁵ なお、①に係る改正については、被相続人等が相続発生日の 5 年前から所有する土地に新築をした家屋には適用しないものとされている。

¹⁶ 適格請求書発行事業者登録を行っていないから免税事業者とされていた小規模事業者について、その課税売上にかかる消費税の 8 割を仕入税額控除の対象とする制度。

上記の割合について更なる激変緩和を図る観点から、その最終的な適用期限を2年延長した上で割合を以下の通りとし、2031年9月末を持ってその適用を終了するとしている。

2023年10月1日～2026年9月30日に行われる課税仕入れ：80%

2026年10月1日～2028年9月30日に行われる課税仕入れ：70%

2028年10月1日～2030年9月30日に行われる課税仕入れ：50%

2030年10月1日～2031年9月30日に行われる課税仕入れ：30%

なお、現行法令では、その課税期間における一の免税事業者等からの課税仕入れのうち本経過措置の対象とできる上限額が10億円とされているが、1億円に引き下げられる。

6. 外国人旅行者向け免税制度

外国旅行者向け免税制度について、令和8年11月から開始するリファンド方式の実施状況を踏まえつつ、引き続き検討を行うものとされている。

[最初のページに戻る](#)

香港

終審法院が上場規則における「関連取引」の解釈を明確化—取締役及び上場企業の開示義務への重要な影響

概要

2025年11月、香港終審法院（CFA）は、香港証券取引所の上場規則における「関連取引（connected transactions）」の解釈に関する重要な判決を下した。CFAは形式よりも実質を重視するアプローチを採用し、当事者が一連のステップを意図的に構築して上場規則による規制を回避しようとした場合でも、裁判所は取引全体を一体として評価し得ると確認した。また、本判決は、取締役が潜在的な関連取引や利益相反を開示しない場合、民事上又は規制上の責任のみならず、刑事責任を問われる可能性があることについての注意喚起となった。

主なポイント

- ① CFAは、「関連取引」は目的論的アプローチで解釈され、実質的に分析されるべきであると確認した。複数のステップから成るスキームは、全体として一つの関連取引を形成するとみなされる可能性がある
- ② 企業は個別の取引を単独で検討するのではなく、商業的な取引全体を検証すべきである
- ③ 利益相反の隠蔽は詐欺の共謀に相当する可能性があり、刑事责任を生じさせるおそれがある
- ④ 法的リスクを軽減するには、内部統制、利益相反管理プロセス、及び研修の強化が不可欠である。

詳細

事案の背景

本件は、第三者引受代理人（以下、「元引受代理人」）を通じて複数回にわたり社債を発行した元上場会社（以下、「上場会社」）に関するものである。元引受代理人は直ちに再引受代理人を任命したが、再引受代理人は事実

上、上場会社の関連者であった。再引受代理人が全ての引受業務を遂行してほぼ全額の引受手数料を受け取り、元引受代理人は形式的に介在するに過ぎなかった。開示されたのは上場会社と元引受代理人間の引受契約のみであり、再引受契約及び本スキームにおける当事者の関連性は隠蔽された。

本件取引に関与した取締役及び経営陣は、詐欺共謀罪等の罪で有罪判決を受けた。CFAは第一審裁判官の判決を支持し、被告人に対する有罪判決が確定した。

CFAが検討した主要論点

1. 上場会社（又はその子会社）と関連者との間に直接の契約がない場合でも「関連取引」は成立するか

CFAは、(1) 関連取引規則の目的はインサイダーによる不透明な取引を防止することにあり、(2) 「取引」には複数のステップから成る商業的な取引が含まれること、(3) 真の取引を隠すためのステップは考慮しないことが可能であること、(4) 裁判所は一連のステップを一つの複合取引として扱うことができるなどを挙げ、成立すると判断した。

本件においてCFAは、引受代理人は偽装目的で介在し、再引受代理人の実質的な役割を隠蔽するために利用されたと認定した。スキームの実質を検討し、一連の取引及び契約が上場会社及び再引受代理人間の関連取引に該当すると判断した。

2. （関連取引を伴わない）利益相反の隠蔽のみで詐欺共謀罪が成立するか

CFAは、詐欺共謀罪には他者に損害を与える目的で不正な手段を用いる合意が含まれると確認した。利益相反の隠蔽は、取締役会が情報に基づいた意思決定を行う機会を奪い、会社を経済的リスクに晒し、また、それ自体が詐欺共謀罪を構成するのに十分な不正な手段となり得る。

本件においてCFAは、被告人らの利益相反の認識、本件取引の関連性及び隠蔽手段としての元引受代理人の利用を考慮し、詐欺共謀罪の有罪判決を維持した。

市場参加者への実務的示唆

市場参加者は以下に留意すべきである。

1. 実質の重視

裁判所及び規制当局は、取引の商業的実態を審査する。複数のステップが一つのスキームを構成する場合、監督目的上これらは一体として扱われる可能性がある。誰が利益を得て、誰が業務を行い、どの当事者に関連性があるかといった、取引全体の構造を明確化することが重要である。

2. 利益相反リスクの増大

本判決は取締役が利益相反取引を開示する重要な忠実義務を明確に示している。隠蔽は上場規則の違反に留まらず、刑事責任を問われる可能性がある。取引実行前に全取締役が利益相反を申告することが重要である。

3. コーポレートガバナンスの強化

本判決は、関連取引及び開示の厳格な管理体制の重要性を強調する。これには、(a) 取引実施前の法的助言の取得、(b) 取締役及び経営陣への定期的な研修の実施、(c) 外部関係者との取引に関する承認手続の強化、(d) 審議及び開示を裏付ける明確な記録の維持が含まれ得る。

[最初のページに戻る](#)

2. 欧州

英国

種類株式発行会社、IPO 及び自社株買いに関するコードの改正

概要

テイクオーバー・パネル (Takeover Panel)（以下、「パネル」）は、パブリック・コンサルテーション (PCP 2025/1) を受け、種類株式発行会社に関するコード（規制）の改正についての声明 (RS 2025/1) を発表した。本声明では、パブリック・コンサルテーションで提案された IPO 及び自己株買いに関する規則の改正についても言及されており、これらの改正は 2026 年 2 月 4 日に施行される予定である。パネルは、同日までに、IPO 及び Rule 9 の免除に関する文書を、パネルのウェブサイトで公表するとしている。この文書は現在公表されている「Rule 9 の免除及び IPO 文書におけるテイクオーバー・コードの Rule 9 に関する情報開示 (Note to advisers in relation to the disclosure of information on Rule 9 of the Takeover Code in Rule 9 waiver and IPO documents)」に取って代わるものとなる。

背景

英国では昨年、大幅に改正された上場規則が導入され、種類株式発行会社は、普通株式のセグメントに上場することができることとなった。これを受けて、パネルは、コードが種類株式発行会社に対してどのように適用されるのかを明確にする必要があるとし、声明の発表に至った。

これまで英国市場で見られ、パネルが検討の基礎としていた種類株式 (DCSS) の種類は主に以下のとおりである。

- DCSS 1：全ての決議について、1 株あたり複数の議決権を持つクラス B 株式
- DCSS 2：発行時点から、一部又は全ての決議について、可決／否決する権利を持つ種類株式
- DCSS 3：第三者が普通株式の過半数を取得した時点から、一部又は全ての決議について、可決／否決する権利を持つ種類株式

いずれの種類株式も、特定の事由（以下、「特定事由」）が発生した場合に、消滅又は普通株式に転換される。パブリック・コンサルテーションでは、特定事由の一例として、IPO 後の一定期間の経過があげられている。

パネルは、英国市場における種類株式の種類が将来的に増えていく可能性が高く、それに柔軟に対応することができるよう、コードの改正に乗り出した。改正の大部分は DCSS 1 に焦点を当てたものとなっている。

Rule 9（義務的買収）

DCSS 1 を発行する会社において、特定事由が発生し、クラス B 株式が消滅又は普通株式に転換され、その結果、株主の議決権保有割合が増加した場合、これは Rule 9 における「株式取得」とみなされる。そのため、当該株主が（その協調行為者と合計して、）Rule 9 の閾値を超える議決権、つまり議決権の 30%以上の株式を取得した場合、又は議決権の 30%以上 50%以下の株式を保有する者が議決権比率を増加させる株式を取得した場合、買収義務が生じることとなる。

パネルは、（1）特定事由が、IPO 後の一定期間の経過である場合、又は（2）株式取得時に、株主が、IPO 後の一定期間の経過以外の特定事由の発生を予期していた場合を除き、買収義務を免除するとしている。また、これらに該当する場合でも、パネルが、Rule 9 を適用することが過度に厳しすぎると判断した場合には、特例が認められることがあるとしている。もっとも、この場合、Rule 9 の閾値を下回るまで株式を処分しなくてはならないとの条件が付される可能性がある。

パネルは、IPO の際に、以下の要件をいずれも満たした特定の株主又は協調行為者に対して、「情報開示による Rule 9 の免除」を認めることができる。

- 目論見書において、特定事由発生後に株主（又は協調行為者）が保有する最大議決権割合が開示されたこと
- 上場後、パネルの同意なく、株主（又は協調行為者）が追加の株式取得を行っていないこと。通常、特定事由発生後に株式取得が行われた場合でも、パネルが買付義務を生じさせないと判断した場合には同意がなされる

情報開示による免除は、IPO 後の株式取得が特定事由発生後に行われていたら買収義務を発生させるものである場合には、後に無効となる可能性がある。もっとも、これは個別の事案によるものであり、例えば株主割当による新株の取得の場合には買収義務は生じず、既存株式の取得の場合には一般的に買収義務が生じることとなる。

取得株式数の下限要件

任意的公開買付けにおける取得株式数の下限について定めた Rule 10.1、及び義務的公開買付けにおける取得株式数の下限について定めた Rule 9.3 の充足性について、以下のとおり二段階で判断されることとなる。

- 事前テスト：優先株が転換又は消滅する直前に、議決権の 50%を超える株式が、買収者によって取得されている、又は買付けに応じられていること
- 事後テスト：優先株が転換又は消滅する直後に、議決権の 50%を超える株式が、買収者によって取得されている、又は買付けに応じられていること

下限要件を満たしたとされるためには、事前テスト及び事後テストの両方をクリアする必要がある。もっとも、買収者は、各テストにつき異なる閾値を設定することができる。もっとも、その閾値は、50%を超えないければならないとされている。

DCSS1 又は DCSS 2 を発行する会社について、下限要件の充足性を判断するに際しては、それら種類株式は考慮されない。

その他規定

パネルは、異なる種類株式についてそれぞれ同等の条件での買付けを行うことが必要な場合、複数の種類株式に対して単一の条件で買付けを行うことを承認できるとしている。また、Rule 2.9 及び Rule 17に基づく公表の際には、各種類株式における議決権の内容についても公表しなくてはならないとする。さらに、種類株式発行会社による Rule 2.9に基づく公表は、通常の公表とは異なり、会社のウェブサイトで行わなければならないとされている。

また、次の優先株の取得又は消却のオファーは、Rule 16に基づく特別取引の禁止に違反する可能性がある。

- 謹渡時に普通株式に転換される場合で、謹渡価格が転換率から算出される金額を超える場合
- 株式が消滅又は買収者に譲渡できない場合で、謹渡価格が株式の額面価額を超える場合

優先株の発行が「関連期間」、すなわち買収発表後に行われた場合は例外であるが、原則として、Rule 21.1に基づく防衛的行動に関する規律は優先株の発行には適用されない。また、取締役が優先株の保有者として権利行使する場合にも適用されない。

IPO に関する新たな規定

パネルは、IPO を実施した結果、コードの適用を受けた会社に対し、目論見書においてコードに基づく適切な開示を行うことを義務付けた。この開示には、Rule 9 の適用に関する詳細、及び IPO 完了時に会社の議決権の 30%以上を保有する又は保有する可能性のある人物又は協調行為者の詳細を含めなければならないとされている。この開示は従来の実務でも行われており、改正によって成文化されることとなった。

同様に実務で行われていた「情報開示による Rule 9 の免除」が成文化された。目論見書において、特定事由発生後に株主（又は協調行為者）が保有する最大議決権割合が開示されている場合、当該特定事由が発生した場合であっても、Rule 9に基づく買収義務が生じないとされる。ただし、当該免除は、免除を受ける者自身の支配権が変更される場合には無効となる可能性がある。

自社株買いに関する新たな規定

Rule 37（自社株買い）についても改正がなされた。

「非適格取引（disqualifying transactions）」について改正がなされ、定時株主総会の直前に、標準的な年次自社株買い権限（standard annual buyback authority）を持つ会社が株式取得を行う場合、その時点で特定の自社株買いを実施する意図がない場合には、規制が緩和されることとなった。

また、パネルが「善意の第三者（innocent bystander）」に関する文書に基づき Rule 9 の免除を認める場合、会社に対し、特定の自社株買いを行う際に、その自社株買い後に「善意の第三者」が保有することとなる最大議決権割合を公表する義務を課した。

今回の改正は、自社株買いが、事実上会社の全株式を 1 人の株式（又は協調行為者）が保有するために利用される場合、その自社株買いをコード上の「オファー」として扱うという実務を成文化したものである。

[最初のページに戻る](#)

英国

2025 年秋季予算案

はじめに

2025 年 11 月 26 日、リーブス財務相は、労働党が与党になってから 2 回目の秋季予算案を発表した。その内容は、昨年の秋季予算案における、英国の非永住居住者 (Resident Non-domiciliaries、以下、「RND」) に対する課税制度（以下、「RND 制度」）の改正、外国所得及び利益 (Foreign Income and Gains) に対する居住地ベースの課税制度（以下、「FIG 制度」）の導入及び英國相続税 (UK Inheritance Tax、以下、「IHT」) に関する新たな 10/20 年ルールの導入等に続くものである¹⁷。

今回の予算案は昨年ほど広範な内容ではない。しかし、従来 RND であった者は、特に IHT の改正について注意すべきである。例えば、昨年の秋季予算案で発表された除外財産信託 (Excluded Property Trusts) に対する IHT 課税について、10 年ごとに 500 万ポンドの課税上限額が導入される見込みである。これは、歓迎すべき措置であり、政府が業界の要望に耳を傾けたことを示唆している。これにより、昨年の予算案後に英國税務上の居住者¹⁸資格を喪失した（又は喪失することを予定していた）RND 制度適用対象者は、英國に留まるか、あるいは英國に戻ることを選択する可能性が高まる。

政府は、現時点でのオフショア租税回避防止規定 (Offshore Anti-Avoidance Rules) の改正を実施していない（但し、同規定の大胆な改正と大幅な簡素化への取組を継続すると表明）。この変更が行われるまでは、元 RND が居住者の地位を維持しつつ英國における課税リスクを最小化できる可能性がある。

更に政府は「新規高度人材移住者」向け税制優遇の拡充方針も表明しているところ、秋季予算案では「強化版優遇策」と称されている。詳細は未公表だが、この「優遇策」に移民制度の改善及び関連する優遇税制が含まれるなら歓迎すべきである。

主な改正事項

政府が発表した改正のうち、ウェルスマネジメントにとって特に重要なと考えられるのは以下である。

- 2024 年 10 月 30 日時点で除外財産であった資産について、10 年のアニバーサリーチャージ及びエグジットチャージに 500 万ポンドの上限を導入（2025 年 4 月 6 日まで遡って適用）
- 農業用財産減免 (Agricultural Property Relief、以下、「APR」) 及び事業用財産減免 (Business Property Relief、以下、「BPR」) の合計 100 万ポンドの控除枠の未使用分を、配偶者及び民事上の市民パートナー間で譲渡可能となる
- IHT の課税基準額の据え置きが、2031 年 4 月まで更に 1 年間延長される（従来は 2030 年 4 月までの予定であった）
- 外国事業体を通じて保有される英國農業用不動産は、IHT の目的上、当該外国事業体の持分について英國国内財産とみなされる

¹⁷ <https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/Newsletter-202411-CorporateTax-Vol-100.pdf#page=16> を御参照

¹⁸ 本稿における「居住者」又は「非居住者」は、別段の断りの無い限り、英國税法上の英國居住者又は非英國居住者を指す。

- 出国後の事業利益からの分配金、「一時的非居住者規定（Temporary Non-Residence Rules）」の対象となる
- 非居住者向けの名目配当税率控除は廃止される
- 不動産、貯蓄、配当所得に対する税率（配当所得の追加税率を除く）が2%引き上げられる
- 給与からの天引きによる年金拠出に対する国民保険料（National Insurance Contributions、以下、「NICs」）の控除の上限が、従業員及び雇用主双方とも2,000ポンドに設定される
- 200万ポンド超の評価額物件に対し、地方税に対する追加課税である「マンションタックス」が導入される（2028年施行予定）
- 事業の法人化に伴うキャピタルゲイン税の控除は、今後申請が必要となる
- 組織再編に対するキャピタルゲイン税の優遇措置が厳格化される
- 関連する減免措置が「意図した通りに」機能するよう、居住地ベース課税制度に「軽微な修正」が加えられる
- 政府は「新規高度人材移住者向け税制優遇策のさらなる発展方法を模索する」と意向を表明したが、具体的なスケジュールは発表されていない

2025年秋季予算で発表された主な改正

IHTについて

1. 2024年10月30日時点で除外財産を保有する信託に対する500万ポンドの課税上限額

政府は、2024年10月30日時点で除外財産を保有していた信託について、関連財産に対して課されるIHT（10年のアニバーサリーチャージ及びエグジットチャージ）の上限を、10年で500万ポンドにすると発表した。この上限は、2024年10月30日時点で信託が保有している除外財産であり、かつ課税時点において英國国外財産である資産に適用される。この上限が適用されるのは、2025年4月6日からである。即ち、この上限は、送金ベースの課税及びRND制度が廃止される等した昨年の秋季予算案に基づく改正の施行日から遡及効を有することになる。

2024年度予算案に基づくIHT改革により、多くのRNDが英國税務居住者資格を放棄した。上限の導入は、政府がそのような現状にある程度配慮したこととして示している。一部の元RNDは、英國国外の信託財産に対し課されるIHTが10年ごとに最大500万ポンドであれば、これを容認できると判断し、英國への帰還を検討する可能性がある。特に、直接又は間接に保有する外国法人が、所得税及びキャピタルゲイン税回避防止規定に対する「動機の抗弁」の恩恵を受けている元RNDにとって魅力的である。なぜなら、上限の導入により、直接又は間接に保有する外国法人に関連して課され得る所得税及びキャピタルゲイン税の課税範囲が限定されるためである。現在進行中の「オフショア租税回避防止規定（Offshore Anti-Avoidance Rules）」の改正（後述）が動機の抗弁に及ぼす影響については注視が必要であるが、同規定は少なくとも2027年4月6日までは施行されない。

2. 配偶者間での100万ポンド相当のAPR及びBPRの控除枠の移転

2026年4月6日より、配偶者及び民事上のパートナー間において、合計100万ポンドのAPR及びBPRの控除枠の未使用分が、移転可能となる。2026年4月6日以前に最初の配偶者が死亡した場合、その配偶者は100万ポンドの

控除枠を全額保有していたものとみなされ、当該控除枠は生存配偶者に移転される。これにより、生存配偶者の 100 万ポンド控除枠と合算され、その生存配偶者の死亡時に 200 万ポンド相当の適格財産に対して APR 及び BPR が適用可能となる。

また、関連財産制度が適用される信託から離脱する、APR ないし BPR が適用されない資産に対する IHT のエグジットチャージを軽減するために、APR 又は BPR 適用資産を利用できる範囲が若干縮小される。この改正は、2024 年 10 月 30 日以降に設定された信託、又は同日以降に APR ないし BPR の適用対象資産が追加された信託に対して、2024 年 10 月 30 日に遡って適用される。

3. IHT の課税基準額の 2031 年までの据え置き

IHT の課税基準額は 2031 年まで据え置かれる。これにより現行の据え置き期間が更に 1 年延長される。

4. 外国事業体が有する英国農業用不動産の所在地の推定

政府は、外国事業体を通じて保有される英国農業用不動産について、IHT 目的上、英國国内財産であるとみなされるよう立法する。立法は 2026 年 4 月 6 日から発効する。これにより、英國農業用不動産は、外国事業体を通じて保有される英國住宅用不動産（2017 年 4 月 6 日以降、IHT 目的上英國国内財産として扱われてきた）と同様の扱いとなる。

5. 固定資産に対する IHT 課税回避のための資産移転への対応

更に、2025 年 4 月 6 日以降、個人の英國国外の財産又は信託財産が IHT の対象となるか否かの判定基準は、当該個人が長期居住者（Long-Term Resident）であるか否かによる。信託内の国外財産が、信託設定者の地位変更により IHT の対象外となる場合、最大 6% のエグジットチャージが発生する可能性がある。政府は、信託設定者の地位変更前に資産を英國に移し、その後再び海外に移すことで IHT の回避を図るスキームを防止する措置を導入する。この変更は 2025 年 11 月 26 日以降のエグジットチャージに適用される。

非居住者について

1. 出国後の事業利益に対する課税

英國には「一時的非居住者規定（Temporary Non-Residence Rules）」があり、租税回避のために短期間だけ英國居住者でなくなることで所得税やキャピタルゲイン税を回避する行為を防止している。現在、この規定は、個人が英國非居住者である期間に法人で発生した利益から行われる一部の分配には適用されないという例外規定がある。2026 年 4 月 6 日から、この例外規定が廃止される。

2. 非居住者に対する名目配当税率控除の廃止

非居住者は、英國国内源泉所得に対してのみ英國所得税が課される。そして、課税評価には、一般的に 2 つの方法がある。第一には、配当所得を含む特定の適格所得を「無視」（disregard）することで、「無視」された所得に対する課税は源泉徴収のみとなるが、控除枠を失う方法である。第二には、そのような「無視」される所得に対して課税を受けた上で、控除枠を利用する方法である。現行制度下で後者の選択肢を選んだ場合、個人は配当金に対して、名目基本税率控除も請求できる。2026 年 4 月 6 日以降に受領する配当金について、この名目基本税率控除が廃止される。

個人所得税及びカウンシルタックス

1. 居住地ベースでの課税制度の改正

政府は、2024年度秋季予算案で発表された居住地ベースでの課税制度について「軽微な修正改正」を行うことを表明した。制度及び関連する減免措置が意図した通りに機能することを確保することを目的とする。

2. 不動産、貯蓄、配当所得に対する税率引き上げ

配当、不動産及び貯蓄所得に対する税率（配当所得の追加税率を除く）、並びに不動産及び貯蓄所得に対する追加税率が2%引き上げられる。配当所得については2026年4月6日から、不動産及び貯蓄所得については2027年4月6日から施行される。

3. 年金税制の変更

会社の従業員が年金拠出を行う方法の一つに「給与からの天引き方式」（給与の一定額を天引きし、その分を年金に拠出する方式）がある。現在、そのような天引き額にはNICsが課されていない。2029年4月以降、給与からの天引きによる年金拠出額のうちNICsが免除される額は年間2,000ポンドに制限される。この閾値を超える天引き額については、同日付より従業員分及び雇用主分のNICsが課される。

現在、未使用の年金基金及び年金死亡給付金は、IHTの対象外となる場合が多い。しかし、2027年4月6日以降に死亡した場合、これらのほとんどがIHTの対象となる。この変更は2024年度秋季予算案で発表されたものであるが、IHTの計算及び納付義務を年金制度管理者に課すという従前の案は撤回された。したがって、他のほとんどの資産と同様に、IHTの納付の最終的な責任は、故人の相続財産管理人が負うことになる。今年度秋季予算案で発表された措置により、相続財産管理人は、発生したIHTを支払うため、最大15か月間、課税対象給付の50%を各年金から差し引くよう年金制度に指示することが可能となる。

4. 高額不動産に対するカウンシルタックスの追加課税（「マンションタックス」）

2028年4月より、2026年時点の評価額が200万ポンド超である不動産所有者は、既存のカウンシルタックスに加え、新たな追加課税の対象となる。現時点での草案は以下であるが、課税区分及び課税額はインフレに応じて引き上げられる予定である

- 200万ポンド超250万ポンド以下の評価額：2,500ポンド
- 250万ポンド超350万ポンド以下の評価額：3,500ポンド
- 350万ポンド超500万ポンド以下の評価額：5,000ポンド
- 500万ポンド超の評価額：7,500ポンド

政府は、追加支援や納税猶予の必要性を判断するため、あらゆる減免措置の詳細について協議を行う予定である。

キャピタルゲイン税

1. 法人化に伴うキャピタルゲイン税の軽減措置

現行法では、事業を会社へ譲渡する場合に、ロールオーバー軽減措置が適用されるが、法令上、譲渡者はこの軽減措置を適用しない選択を行うことが認められている。しかし、改正により、譲渡者が譲渡が行われた課税年度の確定申告書において軽減措置の適用を求める申請を行うことが義務付けられる。その目的は、HMRC（歳入課税庁）により多くのデータを提供することである。

2. 組織再編におけるキャピタルゲイン税優遇措置の厳格化

政府は、法人の組織再編に関するキャピタルゲイン税における租税回避防止規定を強化している。現行法では、組織再編について、それが正当な商業的理由に基づくものであり、かつ、その主たる目的又は主たる目的の一つがキャピタルゲイン税又は法人税の回避ではない場合に、法人税及びキャピタルゲイン税を繰り延べることが認められている。

2025年11月26日より、「正当な商業的理由に基づくものであること」という要件が削除される。この改正の目的は、税制上の優遇措置の適用範囲を、より制度趣旨に適合させることにある。

今後の改正

1. オフショア租税回避防止規定（Offshore Anti-Avoidance Rules）

政府は「野心的なアプローチを堅持し、この分野の法規制を大幅に簡素化する意向である」と表明している。政府は現在、2024年及び2025年のパブリックコメントに続き、代表団体及び業界等の外部専門家を巻き込んだ「共創アプローチ」を進めている。詳細は未定だが、改正は大きな影響を及ぼすことが予想される。

2. 起業家向け税制支援に関するエビデンス提供の呼びかけ

政府は、高成長英国企業の創業者及び投資家に対する現行の税制優遇措置及びその他関連する税制の有効性、並びに英国がこうした企業の起業・拡大・国内定着をより効果的に支援する方法について、エビデンス提供を呼びかけた。締切は2026年2月28日である。

3. 「新規高度人材移住者」向け税制優遇

政府は「既存制度の成功を基盤とし、成長を牽引するグローバル人材にとって英国が競争力ある目的地であり続けるという野心を強化し、国際的に移動する個人が英国で自身と事業を確立することを支援するため、新規高度人材移住者向け税制優遇策のさらなる発展方法を模索する」と意向を表明した。具体的なスケジュール等は未発表である。

秋季予算案に含まれなかつた事項

秋季予算案には、報道で示唆されていた様々な措置が含まれなかつた。例えば、出国税や資産税の導入はなかつた（但し、先述の「マンションタックス」が資産税の一形態であるとの見方もある）。更に、キャピタルゲイン税の税率も変更されなかつた。IHTの贈与規定（「潜在的免税移転（Potentially Exempt Transfer）」規定等）の変更もなかつた。

[最初のページに戻る](#)

編集後記

	<p>コーポレート記事担当の高田です。</p> <p>2025年は、複雑な国際情勢及び規制環境の中で、M&Aは大型案件を中心に力強く推移しました。午年となる2026年も日本企業の飛躍を支えられるよう、情報提供を続けてまいります！</p>
	<p>コーポレート記事担当の遠藤です。</p> <p>2025年も残りわずかとなりました。日本企業によるクロスボーダーM&Aは引き続き活発であり、半導体、生成AI関連企業への投資等、M&Aの現場においても大きな変化が見られました。特に、各種業規制への対応や各国における外国投資規制の強化は、法務の役割をさらに重要なものにしています。</p> <p>来年も、複雑化する取引環境において、皆さまの意思決定を支える情報を届けできるよう努めてまいります。本年のご愛読に心より感謝申し上げます。</p>
	<p>税務記事担当の岡です。</p> <p>2025年は米国のSection 899の問題と、それに続くG7によるグローバルミニマムタックスと米国の制度との「共存」が発表されるなど、引き続き国際税務の分野での動きが活発な年となりました。「共存」がどのように各国で法制化されるのかは2026年となりますので、引き続き注視して最新情報を発信していきたいと思います。</p>
	<p>税務記事担当の大島です。</p> <p>2025年も残すところあと僅かとなりました。「第二の柱」の適用や「Amount B」といった世界の国際課税の「標準化」が一段と加速した一年でした。一方で、トランプ関税やアジア諸国の独自の解釈という「アウェーの洗礼」に悩まされる場面も少なくありませんでした。</p> <p>2026年は、当局側のAIも活用した「波状攻撃」に対し、いかに強固な「ディフェンスライン」を築くかが鍵となります。オフシーズンには趣味のスポーツ観戦やスキーで英気を養いつつ、戦術をアップデートし続けながら、皆様のゴールをしっかりと守れるよう精進いたします。</p>
	<p>税務記事担当の川崎です。</p> <p>本年度は、バンコクでの研修、自身の昇格、Asia Pacific Tax Conference (APTC)でのスピーカーとしての参加など仕事が充実した1年であったように思います。大変ではありましたが、どんなことであれ自身の成長に繋がると思えたことが収穫でした。</p> <p>唯一心残りは、APTCで東京事務所一のグルメと紹介されながら、海外からいらっしゃった聴衆の方に、会場近くのお勧めのレストランの話をせず、真面目に税務の話をしてしまったことでしょうか。Public speechでウケを取れるようになるまで精進が必要なようです。まずは、気になった店に積極的に通うことから始めたいと思います。</p> <p>本年もお世話になりました。読者の皆様もよいお年をお迎えください。</p>